

平成 2 7 年 第 4 回

芦北町議会 1 2 月 定例会 会議録

開会 平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

閉会 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成27年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
12・15	火	本会議（開 会） 会期の決定 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 陳情審議 議案審議 （散 会）
16	水	休 会（議事整理）
17	木	休 会（議事整理）
18	金	本会議（開 議） 一般質問 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（12月15日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	10
第1	会議録署名議員の指名	10
第2	会期の決定	10
第3	諸報告	10
	議長諸般の報告	10
	行政報告	10
第4	町長の提案理由説明	10
第5	陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて	11
第6	議案第62号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	12
第7	議案第63号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	17
第8	議案第64号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	19
第9	議案第65号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	20
第10	議案第66号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	21
第11	議案第67号 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	22
第12	議案第68号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	24
	（一括議題＝第13から第14まで）	
第13	議案第69号 町道の路線廃止について	24
第14	議案第70号 町道の路線認定について	24
第15	議案第71号 工事請負契約の変更について	26

7 散 会	27
-------	----

第2号（12月18日）

1 議事日程	31
2 出席議員氏名	31
3 欠席議員氏名	31
4 説明のため出席した者の職氏名	31
5 事務局職員出席者	32
6 開 議	38
第1 一般質問	38
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	38
○竹崎町長答弁	39
○柳田企画財政課長答弁	39
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	40
○柳田企画財政課長答弁	41
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	41
○柳田企画財政課長答弁	41
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	41
○柳田企画財政課長答弁	42
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	42
○竹崎町長答弁	43
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	43
○柳田企画財政課長答弁	43
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	43
○竹崎町長答弁	44
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	44
○柳田企画財政課長答弁	46
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	46
○柳田企画財政課長答弁	46
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	46
○柳田企画財政課長答弁	46
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	47
○柳田企画財政課長答弁	48
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	48

(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	48
○竹崎町長答弁	49
○一丸住民生活課長答弁	49
○山元総務課長答弁	50
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	50
○一丸住民生活課長答弁	50
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	51
○一丸住民生活課長答弁	51
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	51
○一丸住民生活課長答弁	52
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	53
○一丸住民生活課長答弁	53
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	55
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
○山元総務課長答弁	56
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	57
○竹崎町長答弁	57
○山元総務課長答弁	57
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	58
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	58
○一丸住民生活課長答弁	58
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	58
第2 議員派遣の件	59
(一括議題＝第3から第6まで)	
第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出	59
第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出	59
第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(所管事務)の申出	59
第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査(所掌事務)の申出	59
7 閉会	60

平成27年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月15日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
 - 第 4 町長の提案理由説明
 - 第 5 陳情第 1 号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて
 - 第 6 議案第62号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）
 - 第 7 議案第63号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 8 議案第64号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 9 議案第65号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について
 - 第10 議案第66号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
 - 第11 議案第67号 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第12 議案第68号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（一括議題＝第13から第14まで）
 - 第13 議案第69号 町道の路線廃止について
 - 第14 議案第70号 町道の路線認定について
 - 第15 議案第71号 工事請負契約の変更について
- （散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒川知章君	2番 坂本登君
3番 宮内道則君	4番 寺本順一君
5番 古村逸男君	6番 白坂康浩君
7番 草野安道君	8番 前田徹一君
9番 元山秀志君	10番 宮尾秀行君
11番 平松洋一君	12番 川尻成美君
13番 藤井公明君	14番 岡部恵美子君
15番 水口宣之君	16番 寺本修一君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育委員長 澁谷百鍊君	教育長 竹浦裕道君
総務課長 山元信作君	企画財政課長 柳田豊彦君
税務課長 楠原清照君	住民生活課長 一丸喜八郎君
福祉課長 宮下祐一君	農林水産課長 藤井哲郎君
商工観光課長 園川民夫君	建設課長 下田研君
上下水道課長 坂道征一君	会計管理者兼 会計室長 井手口浩二君
田浦基幹支所長 溝下博行君	教育課長 大塚雄二君
生涯学習課長 江上繁君	農業委員会 事務局長 告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩間睦生君	次長(課長補佐) 福田貴司君
--------------	----------------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 熊本県市町村総合事務組合議会臨時会
期 日 平成27年9月25日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館
議 題 監査委員の選任について

- 3 熊本県町村議会議長会理事・郡事務局長合同会議
期 日 平成27年10月1日（木）～2日（金）
場 所 玉東町
内 容 九州・全国議長会関係事項等の報告ほか

- 4 熊本県市町村総合事務組合議会定例会
期 日 平成27年10月6日（火）
場 所 熊本県市町村自治会館
議 題 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定外1件

- 5 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成27年10月13日（火）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 6 議員研修
期 日 平成27年10月19日（月）～20日（火）
場 所 北海道 栗山町・当別町・夕張市
内 容 栗山町 議会活性化への取り組みについて
当別町 議会活性化への取り組みについて
夕張市 道の駅「メロード」の運営について

- 7 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成27年10月23日(金)
場 所 国土交通省 九州地方整備局(福岡市)
- 8 熊本県町村議会議員研修
期 日 平成27年10月27日(火)
場 所 益城町文化会館
内 容 講演「地方議会の課題と活性化策」
講師 慶應義塾大学教授 片山善博 氏
- 9 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現
に関する後期要望活動
期 日 平成27年11月9日(月)～10日(火)
場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館(東京都)
- 10 町村議会議長全国大会
期 日 平成27年11月11日(水)
場 所 NHKホール(東京都)
議 事 要望、決議、特別決議、実行運動方法協議
内 容 講演 「地方の明日を創る」
講師 建築家 安東忠雄 氏
- 11 南九州西回り自動車道建設促進大会
期 日 平成27年11月12日(木)
場 所 ホテルルポール麴町(東京都)
- 12 地方議会活性化シンポジウム2015
期 日 平成27年11月16日(月)
場 所 グランドアーク半蔵門(東京都)
内 容 講演 「神山プロジェクト～創造的過疎から考える地方創生～」
講師 NPO法人グリーンバレー理事長 大南信也 氏

13 熊本県町村議会議長会研修

期 日 平成27年11月22日(日)～24日(火)

場 所 台湾(高雄市・台南市)

内 容 台湾の経済産業等の状況視察及び交流

平成27年12月15日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第35号
平成27年12月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管
- 2 検査現在期日
平成27年11月30日
- 3 検査実施日
平成27年12月4日
- 4 検査の結果及び意見
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,866,486,478 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,423,394,719 円
	歳入歳出外現金	46,827,906 円
	計	7,336,709,103 円
水道事業会計		230,711,703 円

議員派遣の結果報告

1 議員研修

- (1) 目的 議会改革及び議会活性化に関する先進地の事例等について研修し本町の議会改革に資するため
- (2) 派遣場所 北海道栗山町・当別町・夕張市
- (3) 期間 平成27年10月19日(月)～21日(水)
- (4) 派遣議員 議員13名
- (5) 内容 栗山町 議会活性化への取り組みについて
当別町 議会活性化への取り組みについて
夕張市 道の駅「メロード」の運営について

2 熊本県町村議会議長会(議員研修会)

- (1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 益城町文化会館
- (3) 期間 平成27年10月27日(火)
- (4) 派遣議員 議員12名
- (5) 内容 講演「地方議会の課題と活性化策」
講師 慶應義塾大学教授 片山善博 氏

3 熊本県町村議会議長会(広報研修会)

- (1) 目的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 メルパーク熊本
- (3) 期間 平成27年11月20日(金)
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員 2名
- (5) 内容 演題 「地方創生は議会だよりから！」
講師 熊本日日新聞社NIE専門委員・熊本大学客員教授
越地真一郎 氏

平成27年12月15日

芦北町議会議長 寺本修一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成27年第4回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 坂本君及び3番 宮内君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月18日までの4日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由につきまして、その概要を申し上げます。

まず、平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）及び特別会計に係る補正予算2件を提案しております。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例の制定及び地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を追加する新規の条例制定2件、並びに芦北町税条例の一部改正ほか1件の条例改正、町道路線の廃止・認定各1件、さらに田浦漁港6号防波堤工事の工事内容変更に伴う工事請負契約の変更1件、計10件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 陳情第1号 ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて

○議長（寺本修一君） 日程第5、陳情第1号「ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて」を議題とします。

それでは、建設経済常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長報告を求めます。元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

平成27年第2回芦北町議会6月定例会において、当委員会に付託され、9月定例会で継続審査としていました陳情第1号、ファーマーズマーケット「でこぼん」を道の駅に登録申請することについて、10月20日に議員研修で、北海道夕張市の道の駅「メロード」の視察を行い、さらに12月9日に商工観光課から道の駅登録申請計画等について説明を受け審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

説明では、これまで本町及びJAあしきた並びに国土交通省等関係機関で協議を重ねてきており、申請に向けた計画が具現化しつつあるとのことでした。

まず、当委員会では、審査の基準として、1点目は願意が妥当であるか、2点目は実現の可能性があるか、3点目は議会の権限事項に属する事項であるかという3つの観点から審査しました。

その中で、前回の審査では、事業の実現の可能性があるかという点について、懸念するところが一部見受けられていましたが、今回の審査では道の駅登録申請の要件を備えており、実現の可能性があると認められましたので、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、陳情第1号の審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

第6 議案第62号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、議案第62号「平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 皆さま、おはようございます。

それでは、議案第62号、平成27年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

今回の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に2,424万5,000円を追加し、予算の総額を100億9,101万9,000円とするもの、併せて第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を行っております。順次、説明をしたいと思います。

まず、歳出のほうから御説明をいたしますので、お手元補正予算書の事項別明細書11ページを御覧いただければというふうに思います。

総務費の高速交通対策費の補助金38万4,000円は、肥薩おれんじ鉄道における台風15号被害復旧に対する補助金であります。県や構成市町の出資割合でその負担金が決めてられております。

賦課徴収費の手数料10万8,000円につきましては、来年4月1日施行の軽自動車税の改正に伴うデータ取得のための手数料を計上しております。

選挙管理委員会費の13委託料70万7,000円は、来年予定されております

参議院選挙から適用の選挙年齢引き下げに対するシステムの改修に係るものでございます。

次に、熊本県知事選挙費の1節報酬から、次のページの14節借上料につきましては、来年3月27日に実施が決定をされました熊本県知事選挙に関する費用で、総額が1,304万円になります。

次は民生費です。社会福祉総務費172万6,000円のうち42万6,000円は、臨時福祉給付金の受給対象者が当初見込みよりも71名増加したことによるもの、次の130万円につきましては、前年度の臨時福祉給付金を精算するものであります。

障害者福祉費の402万9,000円につきましては、障害者自立支援給付、障害者通所給付費等の前年度の精算金でございます。

高齢者福祉費の895万5,000円は、介護保険特別会計の補正予算に伴う一般会計の繰出金でございます。

後期高齢者医療費の12万6,000円は、同じく後期高齢者医療事業費特別会計の補正予算に伴う繰出金でございます。

次は、13ページになります。

児童福祉総務費23万円は、前年度の子育て世帯臨時特例給付金に係る精算金であります。

児童措置費244万9,000円のうち、98万円につきましては、児童手当対象者が当初見込みよりも増加したことによるもの、146万9,000円は前年度の児童手当並びに保育所運営費の精算金であります。

次は、4款衛生費になります。保健衛生総務費の192万6,000円は、前年度の未熟児養育医療費の精算金でございます。

健康増進事業費の5,000円は、前年度の同じく事業の精算金であります。

次は、5款農林水産業費を説明いたします。農業振興費の1,186万3,000円のうち、926万円につきましては、台風15号被害対策として果樹などの植え替え、葉面散布等の生育回復対策、太秋柿の暴風ネットなどの復旧に熊本県が補助事業を新設したことにより追加をいたしました。

56万5,000円は、町内のNPO法人が行います機械導入に対する熊本県からの補助金でございます。

経営転換協力金20万円、地域集積協力金95万4,000円、耕作者集積協力金88万4,000円は、農地中間管理機構を介して行った農地の貸借等の追加によるものです。

次は、かんがい排水改良事業費の1,870万円の減額になりますが、これにつ

きましては当初予算で措置をしておりました芦北町管理のため池11箇所についてのハザードマップを作成する費用でございますが、これが全て補助事業として不採択となったため減額をするというものでございます。

中山間地域総合整備事業費は、総額では5万5,000円の減額になっておりますが、その内訳としましては、第3期地区で予定をしております宮浦地区のほ場整備に係ります換地委員の報酬32万4,000円の追加、委託料228万6,000円の減額につきましては、昨年から芦北振興局と連携して行ってきておりました計石地区のまちづくり事業について、計石地区から事業継続を辞退するというふうな申し出があったために、やむなく事業費を減額するものでございます。

次に、補助金155万1,000円のうち、農地集積事業の補助金119万5,000円は、宮浦等のほ場整備工区において事業後の農地の集積率等に応じて、農業者の負担金を軽減する制度ができたため、その費用を追加をするというものです。

また、35万6,000円につきましては、かねてから実施しておりました田浦鶴田工区の樹園地のほ場整備事業において、その換地処分が確定をしたため、その清算をするための費用を計上いたしております。

次は、14ページになります。

35万6,000円の償還金は、鶴田工区の精算のため熊本県から交付を受ける清算金相当額を返納をするというものでございます。

水産業費の漁港建設費207万2,000円は、来年補修工事を予定しております田浦漁港1号防波堤の設計業務を計上したものです。

次は、7款の土木費になります。道路新設改良費の7,590万9,000円の減額につきましては、射場芦北線の財源と予定しておりました社会資本整備交付金の要望額が減額となったため工事費を落としたものでありますが、この減額になった幅が町の要望額の35%しか交付されなかったということによるものでございます。それと、用地買収と補償費に若干見込みの違いがあったために組替えを行っております。

河川改良費の364万1,000円につきましては、台風15号で被災をいたしました球磨川の支流でございます下高田辺川の後処理に要する機械の借上料を計上しております。

次は、15ページを御覧いただきたいと存じます。

9款教育費の保健体育総務費の77万4,000円につきましては、全国大会等に出場する選手に交付するスポーツ振興補助金が不足する見込みとなったためでございます。

温泉プール運営費の168万3,000円は、男女更衣室のエアコンを修繕する

ための費用でございます。

次に、10款災害復旧費は、台風15号の被災によるものですが、農業施設災害復旧費の1,039万円は、塩浸地区の用水路復旧に要するものでございます。

林業用施設災害復旧費の3,765万6,000円は、林道5箇所への復旧費であります。

公共施設災害復旧費の204万3,000円の修繕料は、生涯学習課が所管をいたします武徳殿の復旧費用であります。ところが登録文化祭となっているため、文化庁等の協議が必要となったことから、12月での補正となったということになります。

最後に、公共土木施設災害復旧費1,509万9,000円は、町道5箇所の災害復旧費であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明します。8ページをお願いしたいと存じます。

分担金のうち、災害復旧費分担金72万7,000円は、塩浸地区用水路復旧に係ります受益者分担金で、事業費の7%相当額を計上しております。

次に、国庫支出金のうち、民生費国庫負担金の58万5,000円は、児童手当の対象者が増加したことによる追加と、前年度精算金として追加を交付される4万2,000円を計上しております。

災害復旧費国庫負担金854万8,000円は、町道の復旧に係る国からの負担金であります。

総務費国庫補助金35万3,000円は、選挙権年齢引き下げに対応するシステム改修に関する補助金で、補助率は2分の1となっております。

民生費国庫補助金438万9,000円のうち、365万9,000円は従来から行っております延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などが、国の見直しによってメニューが変更されたため、歳入項目を子ども・子育て支援交付金に改めるもの、社会福祉費補助金の42万6,000円は、1人当たり6,000円を給付する臨時福祉給付金の対象者が当初の見込みよりも増加するために追加するものです。

高齢者福祉補助金30万4,000円は、介護保険事業のシステム改修に係る補助金であります。

土木費国庫補助金の5,759万円の減額は、射場芦北線で予定しておりました社会資本整備交付金が要望額に満たなかったため減額をするというものでございます。

次は、9ページになりますけれども、県支出金のうち民生費県負担金の16万3,

000円は、児童手当対象者の増加によるもの、民生費県補助金の290万7,000円は、説明欄にありますように、子育て支援事業補助金から子育て支援強化事業費補助金の各種事業に増減がございます。国庫補助金のところで説明をいたしましたとおり、国のメニューが変更されたため、それに連動して補助金が増減したということでございます。

農林水産業費補助金は、1,144万7,000円の総額として減額となりましたが、内訳は園芸果樹等の台風被害対策としての追加が505万3,000円、熊本六次化の補助金56万5,000円の追加はNPO法人が行う機械導入に係るもの、経営転換協力金20万円、地域集積協力金95万4,000円、耕作者集積協力金88万4,000円は、中間管理機構を活用した農地の集積等に交付される交付金でございます。

中山間地域農地集積促進事業補助金59万7,000円は、支出のほうでも申し上げましたけれども、第三期地区のほ場整備工区での農地集積率に応じて補助金が追加されるものでございます。

農村地域防災減災事業補助金の1,870万円の減額は、町管理のため池ハザードマップ作成の事業が全て不採択になったためであります。

地域づくり夢チャレンジ事業補助金の100万円の減額につきましても、計石地区の事業辞退によるものであります。

災害復旧費県補助金の2,817万9,000円は、農業用施設、林業用施設、それぞれの復旧補助金であります。

10ページを御覧ください。

県支出金のうち、総務費委託金1,304万円は県知事選挙に係るもの、農林水産業費委託金の20万5,000円はほ場整備事業の換地業務に要するものでございます。

18款の繰越金は後回しにして説明をしたいと思いますが、次の19款の雑入62万6,000円は、農林水産課で行った田浦鶴田地区の樹園地ほ場整備に伴う換地処分に係るもので、あらかじめ熊本県から交付される精算金と受益者総合の精算徴収金を計上しております。

町債の災害復旧費2,110万円は、公共土木施設並びに農業水産施設の災害復旧に関して起債を行うものであります。

以上、これまで申し上げました歳入の特定財源が、合計しますと608万1,000円となります。これを歳出総額から引きますと、その差が1,816万4,000円となりまして、この額を18款の前年度の繰越金で措置をするという財源構成にしております。

次は、繰越明許費について申し上げたいと思いますが、4ページを御覧ください。
農林水産業費の水産基盤機能保全事業、これは田浦漁港の改修事業であります、
から災害復旧費の農業用施設、林道施設、公共用土木災害復旧のそれぞれの工事につ
きましては、現時点で年度末までの完了が見込めないために設定をしたものであ
ります。

最後に、地方債の補正について申し上げます。追加として、農林水産施設災害復
旧事業債1,690万円、限度額の変更としては公共土木施設災害復旧債を560
万円から980万円に増加するというものであります、起債の方法、利率、償還の
方法などは、お手元の表に記載をしておりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第7 議案第63号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、議案第63号「平成27年度芦北町介護保険事業特
別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第63号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ6,760万8,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を22億2,907万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

まず、款1総務費、目1一般管理費の補正額61万円は、利用者負担割合算定方法の改正に伴う介護保険システム改修委託料です。

次に、款2保険給付費です。項1介護サービス等諸費から項2介護予防サービス等諸費の各補正につきましては、新制度導入によります4月からこれまでの実績及び今後の見通しを踏まえて、それぞれの事業費の補正をお願いするものでございます。

まず、目1居宅介護サービス給付費の1億1,251万3,000円の補正増額は、11月に新しくショートステイなんてんの開業による増も見込んでおります。

目5施設介護サービス給付費は、4,863万8,000円の減額をお願いしております。

目6居宅介護サービス計画給付費は、1,541万円を増額しております。

次に、項2介護予防サービス等諸費ですが、目1介護予防サービス給付費は、878万円を減額しております。

目6介護予防住宅改修費についても、478万円を減額しております。

目7介護予防サービス計画給付費は、127万3,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、歳入については、6ページをお願いいたします。

款3国庫支出金の介護給付費負担金から、款6繰入金の目1介護給付費繰入金までは、歳出の保険給付費の増額に係ります国・県支払基金、一般会計、それぞれの負担割合に応じて補正するものでございます。

款3国庫支出金の介護給付費負担金は1,583万1,000円を増額し、同じく調整交付金は691万4,000円を増額補正しております。

款4支払基金交付金は1,875万9,000円を増額し、款5県支出金は594万2,000円を増額補正しております。

款6繰入金は837万5,000円を負担割合に応じて増額補正いたしました。

また、その他一般会計繰入金の61万円は、介護保険システム改修委託料の補正財源でございます。

款7繰越金の1,117万7,000円につきましては、残りの補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 7ページの居宅介護サービス給付費の1億1,251万3,000円、ショートステイ云々と言われましたが、もう一つ詳しく教えてもらえないで

すか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） ショートステイなんてんは、11月に以前の旧体育館の裏にオープンしましたショートステイのなんてんでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第8 議案第64号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第64号「平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第64号、平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,090万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

款3保健事業費の疾病予防費20万1,000円の補正は、人間ドック受診者の増加に伴い、人間ドックデータ管理システム使用料の1,000円と、人間ドック検診補助金20万円を増額するものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款3繰入金金の12万6,000円は、補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

款5諸収入の7万5,000円は、人間ドックに係ります長寿健康増進事業助成金を見込み計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第9 議案第65号 芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第65号「芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） おはようございます。

議案第65号、芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い制定するもので、番号法第9条第2項の規定に基づき、町が独自に個人番号の利用及び特定個人情報を提供する独自利用事務について定めるものです。

条例の内容について御説明申し上げます。

第1条では条例の趣旨を、第2条では条例における用語の意義について、第3条で町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを行う旨を規

定しております。第4条では番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲について定めております。第5条は委任規定となっております。

なお、今回規定する事務以外でも独自利用事務とすることにより、町民の利便性の向上や行政の効率化につながると考えられるものについては、随時検討の上、条例改正等の手続きを経て追加していくことを考えています。

附則として、この条例は法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行することとしています。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第10 議案第66号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第66号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第66号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について御説明をいたします。

本条例は、先の全員協議会で詳しく御説明をしたとおり、本年度、八代市と圏域連携を深める目的で定住自立圏構想に取り組んでいるところでありますが、自治体間において行います定住自立圏形成協定の締結変更廃止などに関しましては、議会の議決が必要というふうに規定されております。

現在、本協定締結のための議決事項の規定がございませんので、新たに条例を制定するというものであります。

第1条で趣旨を、第2条で議決事件を規定をしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第11 議案第67号 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第67号「芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 議案第67号、芦北町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、2条編成としております。第1条は、芦北町税条例の改正です。

第2条は、本年6月議会で専決処分の報告をし御承認いただきました芦北町税条例等の一部を改正する条例の改正でございます。

まず、第1条は固定資産税の第1期及び軽自動車税の納期につきまして、現在の4月末の納期設定から5月末に変更する改正でございます。理由としましては、固定資産税では、第1に納期の延長により縦覧期間も連動して延長されますので、納税義務者へ課税内容の周知徹底の強化が図られ、円滑な課税及び徴収に資することができることです。第2に納期の延長で減免申請期間も延長されますので、減免を受けようとする方の相談時間や申請期間が十分に確保され、余裕をもって申請がで

きるなど、利便性の向上が図られることです。第3に納税通知書発送日を4月末とすることができますので、例年大量の異動が発生する年度末、年度初めの異動等を正確に把握し、当初課税の精度アップに資することができることです。

また、軽自動車税につきましては、縦覧期間以外については固定資産税と同様の理由でございます。ちなみに、現在までは通常年は4月末納期としていますが、3年に一度の評価替えの年度のみ、その都度、条例を改正し、納期を5月末まで延長していたものでございます。

次に、第2条はマイナンバー関係の改正ですが、国の取扱い変更に伴い、来年1月1日に施行される予定であった条文の改正を行うものです。内容を説明します。条例第2条第3号及び第4号の改正規定の削除は、納付書及び納入書には法人番号を記載する旨の改正を行っておりましたが、記載しない取扱いとなったため削除するものです。また、条例第36条の2、これは町民税の条文です。63の2、固定資産税の条文です。89条、軽自動車税の条文です。139条の3、これは特別土地保有税の条文です。149条、これは入湯税の条文です。この改正は、先に申請や申告において、法人番号の記載が必要となるものを規定しておりましたが、今回の改正で法人番号の根拠条文、すなわち通称マイナンバー法第2条第15項の規定を追加するものです。

附則として、施行期日を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

冒頭、「芦北町税条例（アシキタチョウゼイジョウレイ）」と申しましたが、「芦北町税条例（アシキタマチゼイジョウレイ）」に訂正をいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第 1 2 議案第 6 8 号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 1 2、議案第 6 8 号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第 6 8 号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第 1 0 条第 2 項第 1 号の保険料の徴収猶予の申請及び第 1 1 条第 2 項第 1 号の保険料の減免の申請を行う際、個人番号の記載の追加を行うものでございます。

附則としまして、この条例は番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日である平成 2 8 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

なお、提案理由については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 8 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第 1 3 議案第 6 9 号 町道の路線廃止について

第 1 4 議案第 7 0 号 町道の路線認定について

○議長（寺本修一君） 日程第 1 3、議案第 6 9 号「町道の路線廃止について」及び日程第 1 4、議案第 7 0 号「町道の路線認定について」は、議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第69号、町道の路線廃止について及び議案第70号、町道の路線認定については、関連する議案でございますので一括して御説明申し上げます。

添付しております位置図を御参照ください。

まず、町道越地線の廃止認定について御説明申し上げます。町道乙千屋線の改良に伴う道路台帳整備により、起点の字名を修正する必要が生じたため、現町道を一旦廃止し、新たに認定するものです。

次に、町道花東2号線の認定について御説明申し上げます。当該道路は地区内を通っている町道と県道をつないでおり、通行者量も多く、地域住民の重要な生活道路となっております。道路幅が狭い場所があり、緊急車両等の通行に支障があることから、地元から町道認定し道路の拡幅などの改善をお願いしたいとの陳情がなされております。町としましても、安全な道路として整備管理するため、今回新たに認定するものです。

次に、町道宮崎丸尾線の認定について御説明申し上げます。当該道路は九州新幹線建設工事に伴い付け替えられた道路であり、町道として管理すべき道路として考えられるため、今回新たに認定するものです。

最後に、町道諏訪宮浦線の認定について御説明申し上げます。当該道路は県道芦北坂本線のバイパスの一部及びバイパスと県道をつなぐ町道宮浦野添線が完成し、供用開始されたことにより、本区間について県道から移管されることになったため、町道として認定するものです。

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第69号、町道の路線廃止について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号、町道の路線認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第15 議案第71号 工事請負契約の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第15、議案第71号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 議案第71号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成27年6月19日の議会において議決いただきました田浦漁港水産物供給基盤機能保全6号防波堤工事契約のうち、契約金額「1億1,210万4,000円」を「1億1,910万4,646円」に変更するものです。増額700万646円となります。

本工事につきましては、田浦漁港6号防波堤の堤体を支える鋼管杭の補修工事がありますが、鋼管杭を保護している捨石を撤去し、潜水調査を行ったところ、損傷が激しく、錆や穴が空いている鋼管杭が確認されております。現状ではさらに腐食が進行してまいりますので、早急に補修をするため増額の変更を行うものであります。

なお、本工事の進捗状況は、現在で80%でございます、工期については変更ございません。

提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で、皆さんの協力によりまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労でした。

-----○-----

散会 午前10時51分

平成27年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月18日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

第2 議員派遣の件

（一括議題＝第3から第6まで）

第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒川 知章 君

2番 坂本 登 君

3番 宮内 道則 君

4番 寺本 順一 君

5番 古村 逸男 君

6番 白坂 康浩 君

7番 草野 安道 君

8番 前田 徹一 君

9番 元山 秀志 君

10番 宮尾 秀行 君

11番 平松 洋一 君

12番 川尻 成美 君

13番 藤井 公明 君

14番 岡部 恵美子 君

15番 水口 宣之 君

16番 寺本 修一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹崎 一成 君

副町長 藤崎 正司 君

教育委員長 澁谷 百錬 君

教育長 竹浦 裕道 君

総務課長 山元 信作 君

企画財政課長 柳田 豊彦 君

税務課長 楠原 清照 君

住民生活課長 一丸 喜八郎 君

福祉課長 宮下 祐一 君

農林水産課長 藤井 哲郎 君

商工観光課長 園川 民夫 君

建設課長 下田 研 君

上下水道課長	坂道征一君	会計管理者兼 会計室長	井手口浩二君
田浦基幹支所長	溝下博行君	教育課長	大塚雄二君
生涯学習課長	江上繁君	農業委員会 事務局長	告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩間睦生君	次長(課長補佐)	福田貴司君
--------	-------	----------	-------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（議会常任委員長・議会運営委員長研修会）
 - (1) 目的 議会活動の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 グランメッセ熊本 2階 コンベンションホール
 - (3) 内容 講演「地方消滅の罨～人口減少社会の正体」（予定）
講師 首都大学東京准教授 山下祐介 氏
 - (4) 期間 平成28年1月20日（水）
 - (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成27年12月18日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成27年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 安定した雇用の創出について	<p>芦北町総合計画（第二次）の前期基本計画第1節に【地域活力と雇用を生み出す産業づくり】として、農林漁業、商工観光業の振興とあり、さらに、総合計画実施計画書（平成27年度～平成29年度）に具体的な事業が掲載されている。</p> <p>また、芦北町総合戦略の基本目標の一つとして「安定した雇用を創出する。」を設定すると聞いている。</p> <p>それらの事業展開によってどれくらいの新たな雇用が創出されると予測しているのか。</p>	町長及び 担当課長
		2 住民と行政の協働による取り組みについて	<p>芦北町総合計画（第二次）の前期基本計画第5節に【住民と行政の協働のまちづくり】とあり、みんなで支え合う地域づくりの推進の中に「住民と行政がともに連携し補完し合い、課題解決に向けて協働して取り組むことが求められます。」とある。</p> <p>総合計画を基に地方版総合戦略でも取り組まれると思われるが、実行するにあたって、どのようにして住民と協働するのか。</p>	町長及び 担当課長
		3 結婚支援事業について	<p>町は、平成22年度から結婚支援事業に取り組んでおり、今後も年4回の実施が計画されている。</p> <p>また、芦北町総合戦略の基本目標の一つとして「若い世代の</p>	町長及び 担当課長

		<p>結婚・出産・子育ての希望をかなえる。」を設定すると聞いている。</p> <p>本事業はこれまで何回開催されたのか。参加者は男女別に何人か。結婚したのは何組か。その内、町に居住し続けているのは何組か。</p>	
	<p>4 球磨川流域に関する瀬戸石調整池堆砂処理計画及び道路改良について</p>	<p>① 平成27年10月2日に国土交通省九州地方整備局は、電源開発(株)が運営する瀬戸石ダムの定期検査で、ダム湖に土砂が過剰に堆積しているとして、安全管理の3段階判定で最も厳しい「A評定」にしたことを明らかにした。</p> <p>簸瀬地区住民から、「これまで電源開発(株)からは、堆砂処理事業のお知らせチラシの配布だけで直接説明を一度も受けたことがない。」と聞いている。</p> <p>簸瀬地区としては、電源開発(株)との懇談会を開催し「瀬戸石調整池堆砂処理計画と工事」について説明を受けるとともに住民の声を聴いて欲しいとの切実な要望がある。</p> <p>町として、簸瀬地区住民の意見等を把握した上で、電源開発(株)に説明会の開催を要請して欲しいがいかがか。</p> <p>② 平成26年6月定例会の一般質問において、簸瀬地区の大雨洪水時避難経路確保問題で、県道球磨田浦線の白石から和田口間の嵩上げについての町長の答弁で、「県は、最</p>	<p>町長及び担当課長</p>

			<p>近になりまして、検討していくと回答を聞いた。」という旨の答弁をされた。</p> <p>その後、新たな情報は聞いていないか。</p>	
2	川尻成美	介護保険事業の現状と課題について	<p>平成12年度からスタートした介護保険制度は、本年度で早15年目を迎えた。</p> <p>本町の高齢化率は、39.3%（平成27年11月1日現在）であり、これらに伴い介護認定者数も増加傾向にある。</p> <p>第6期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画書が策定され、これに基づき各事業が展開されている。</p> <p>① 平成27年度から訪問介護や通所介護（デイサービス）を町が実施する新しい総合事業に移管されているが、具体的な事業内容と対応はどうなっているのか。</p> <p>② 介護認定審査に関する業務は、水俣芦北広域行政事務組合で行っているが、要介護者が認知症を伴う場合、介護に手がかかる割に判定結果の介護度が低くなるなど、認定制度に対する不満の声を聞くが、町にそのような声は届いていないのか。</p> <p>③ 平成28年1月からマイナンバー制度による個人番号の利用と個人番号カードの交付が始まるが、介護施設において個人番号及び個人番号カードの管理などについて不安の声があると聞いている。</p> <p>12月2日付けの熊本日日</p>	町長

			<p>新聞に「厚生労働省は、近く、自治体や介護事業者に対し、マイナンバーの取扱いに関する通知を出す予定だ。」と掲載されていたが、その通知は届いているのか。</p> <p>なお、その通知が届いていれば、主な内容はどのようなものか。</p> <p>④ 高齢者が福祉関係のサービスを希望する場合、介護保険関係は住民生活課、老人福祉関係は福祉課で手続きが必要となる。</p> <p>そのような場合、どちらへ相談すべきか分かりにくいといった声を聞いている。</p> <p>住民サービスをさらに充実するため、窓口の統合等による機構改革を行う考えはないのか。</p>	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可をいただき、通告に沿って4項目について質問をいたします。

1つ目の質問は、安定した雇用の創出についてお聞きします。芦北町総合計画（第2次）の前期基本計画の中に「第1節、地域活力と雇用を生み出す産業づくり」として、農林水産業、商工観光業の振興とあり、さらに芦北町総合計画実施計画書（平成27年度～平成29年度）に具体的な事業が掲載されています。また、芦北町総合戦略の基本目標の一つとして「安心した雇用を創出する。」を設定していると聞いています。それらの事業展開によって、どれくらいの新たな雇用が創出されると予測していますか、お答えください。

次に、2つ目の質問をいたします。住民と行政の協働による取組についてお聞きします。芦北町総合計画（第2次）の前期基本計画第5節に「住民と行政の協働のまちづくり」とあり、みんなで支え合う地域づくりの推進の中に「住民と行政が共に連携し補完し合い、課題解決に向けて協働して取り組むことが求められます。」とあります。総合計画を基に地方版総合戦略でも取り組まれると思いますが、実行するにあたって、どのように住民と協働する考えですか、お答えください。

3番目の質問をいたします。結婚支援事業についてお聞きします。町は平成22年度から結婚支援事業に取り組んでおり、今後も年4回の実施が計画されています。また、芦北町総合戦略の基本目標の一つとして「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。」と設定していると聞いています。本事業はこれまで何回開催されま

したか。参加者は男女別に何人ですか。実際に結婚したのは何組ですか。そのうち、町に居住し続けているのは何組ですか、お答えください。

最後に、4番目の質問をします。球磨川流域に関する瀬戸石調整池堆砂処理計画及び道路改良についてお聞きします。①平成27年10月2日に国土交通省九州地方整備局は、電源開発株式会社が運営する瀬戸石ダムの定期検査で、ダム湖に土砂が過剰に堆積しているとして、安全管理の3段階判定で最も厳しいA評定にしたことを明らかにしました。簸瀬地区住民からは、これまで電源開発株式会社からは堆砂処理工事のお知らせチラシの配布だけで、直接説明を一度も受けたことがないと聞いています。簸瀬地区としては、電源開発株式会社との住民懇談会を開催し、電源開発株式会社からの出席もいただき、堆砂処理計画についての説明並びに住民の声を聞いてほしいという切実な要望があります。町として、簸瀬地区の住民の意見等を把握した上で、電源開発株式会社に簸瀬地区に来て直接説明し、住民の声を聞くように要請し、是非とも直接懇談会を実現してほしいがいかがでしょうか。

②平成26年6月定例会の一般質問において、簸瀬地区の大雨洪水時、避難経路確保問題で、県道球磨田浦線の白石から和田口間の嵩上げについての町長答弁で、県は最近になりまして検討していくと回答を聞いたという旨の答弁をされました。その後、新たな情報は聞いていませんか、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、総合戦略についてのお尋ねでございますが、先の全員協議会において、人口ビジョン、総合戦略の説明を担当課よりさせていただいたところであります。総合戦略が町の将来に良い結果をもたらすよう、議員の皆さまにも御協力をお願いする次第であります。

なお、御質問の1から3につきましては、具体的・詳細な内容となりますので、担当課長より答弁をさせます。

続きまして、質問4の①についてですが、町といたしましては行政区からの要望があれば、当然、要請していくスタンスであります。

②の質問につきましては、具体的内容となりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、お答え申し上げます。

まず、安定した雇用の創出についてというところでございますが、新たな雇用が創出されると予想しているのかということでございますけれども、総合戦略の基本

目標1「活力と雇用をつくる」の数値目標として、町の総人口に対する20歳から39歳の割合を15.1%から15.5%に高める目標を掲げています。これはいわゆる年齢構成をそれだけ若返りさせるという趣旨であります。このことから試算をいたしますと、60人から70人程度の雇用者といえますか、働き手が確保されるというふうに予測をしております。

次に、住民と行政の協働による取組についてということでもありますけれども、総合計画の地域づくりの項目には、住民との協働がうたわれているのは御指摘のとおりであります。総合戦略は先の全員協議会で御説明をいたしましたとおり、4つの基本目標に特化をして取り組む内容となります。その中には、総合計画に掲げております地域づくりの推進という項目は入っておりません。ただ、総合戦略に掲げた施策推進には、住民との協働・連携は不可欠であるというふうに考えております。総合戦略の中で申しますと、重要業績評価指標、いわゆるKPIというものですが、これを設定しているものの中で芦北高校の活力維持や移住の促進、自主防災組織の設立推進と運営支援、認知サポーターの要請、高齢者に対する見守り活動の強化などをあげておりますけれども、これらについて成果をあげるためには、住民との協働・連携が必要だというふうに考えているところであります。

次に、結婚支援事業についてでありますけれども、平成22年度からこれまでに19回開催しております。参加者は、男性が延べ195人、女性が延べ191人となっております。そのうち、結婚まで至ったのは3組でありまして、1組が町内に居住をしているという状況であります。

最後に、瀬戸石ダムに関することでもありますけれども、熊本県は県道の冠水対策として、昨年9月1日から12月20日にかけて、白石駅付近から下流600mと和田口バス停付近から上流側1,000mについて測量調査を実施しております。これを基に、JR、国土交通省と協議に入っておりますが、協議を経る中で変更が生じた部分について、今年度、再度の測量と地質調査を行うとの説明を受けているところであります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 安定した雇用創出について、2回目の質問をいたします。60人から70人、働き手が確保されるという答弁でした。芦北町の地場産業の持続的発展なしに、雇用だけでなく、生活基盤が危うくなると思います。町で働く人たちは2010年国勢調査資料によると、総数8,413人です。現在は5年経過していますので、総数は減少していると思いますが、今現在、働いている人たちを維持することが大切です。芦北町人口ビジョンも中の男女別産業就業者数が分類されています。しかし、事業者数が分類されていません。地場産業の持続的な発展のため

には、地場産業の事業別実態を詳しく調査する必要があります。ある県内の自治体の事業別分類によると、商業、サービス業が308、農業が32、製造業が34、建設業が49、その他が60、総数483と分類されています。雇用問題は芦北町の現在の事業所の中にこそ雇用の維持や創出の可能性が秘められていると考えられます。事業所別に分類した調査、分析結果をお答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 御質問の趣旨が、まずこの質問の要旨中にございませんので、明確な数字をお答えできません。ただ、総合戦略の中にはいろいろなKPIを設定をしておるのは御存じのとおりだと思いますけれども、その中に御覧いただくと分かりますように、必ずしも雇用者数をKPIに設定しておりませんので明確な数字が答えられないということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 芦北町にある事業所を事業所別に分類し、各事業者から聞き取りをして調査分析する必要があると考えております。事業者別に分類し、各事業者から聞き取りして調査分析する考えはありませんか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 御質問されるほうが、どこまでの正確さを求められるのか分かりませんが、我々も28の事業所や個人から意見を聴取しておりますが、その中においても5年後の雇用者数は見込めないという企業が大半でございました。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 今働いている人が各事業所別に事業者の方と一緒に考えて雇用の創出、維持の可能性を検討していただきたいと思います。

次に、住民と行政の協働による取組について、2回目の質問を行います。芦北町に住んでいる人のことを住民というように一括りにできますが、ではどうやって個別に協働するかということが大切です。住民を住まわれておられる地域で分けることができます。街地区、山間地区、沿岸地区と、大きく分けることができます。総合計画の第5節に住民と行政の協働のまちづくりの②に「行政職員の地域担当制を継続し、地域の問題に協働して対応できる体制づくりを強化します。」とあります。素晴らしいことです。地域担当の職員は、担当する地域の問題についてはきっちりと掴んでおられると思います。では、どうやってこの地域の問題をその地域に住んでおられる住民の方たちと協働して対処するのでしょうか。また、どうやって地域の問題への対処に住民の方たちに参加してもらうのでしょうか。また、住民の方々は、農業者、漁業者、林業者、商工業者、観光業者などで生活しておられます。農

業の推進、漁業の推進、林業の推進、商工の推進、観光の推進をどうやって住民と協働して対処するのでしょうか。また、各分野でこれらに直接携わっている住民の方たちに参加してもらうのでしょうか。ここに住民と行政の協働のまちづくりを進める鍵があると思います。考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 地域づくり、まちづくりについては、総合計画に記述してあるとおりでありまして、協働で進めると。それで、総合戦略には協働という部分の地域づくりという項目は入っておりませんというふうに先ほど申し上げました。それで、まず協働ということについては、その形は一概に言えるものではございません。先ほど事例を申し上げました総合戦略の推進項目の中には、その協働の仕方もいろいろあると存じます。例えば、協働の形態としては、ワークショップでありますとか、アンケートを行うでありますとか、広報したり、広聴活動をやったり、説明会をやったりというような、いろいろな形態がありまして、その事業ごとに最も適切な方法を見つけて、それぞれの担当課が行っていくというふうに認識しております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 協働の仕方にはいろいろあると、各担当課がそれぞれ担当していると言われました。地域の過疎化や高齢化、少子化に伴う様々な課題に向けて、町民が自ら暮らす地域に対する責任を持つことが重要となっています。そのため、町民、行政、議会が、それぞれが主体的に役割を果たし、補完し合いながら、町全体を構成していくことが必要です。町では各種イベントをはじめ、文化・伝統行事や祭りなどを通じて、地域の特性を活かした様々な地域づくりが進められてきました。その結果、個性豊かな魅力あふれる地域がつくられてきました。しかし、都市化の進展とともに、地域における助け合いの精神が希薄化し、住民の自治意識の低下や活力の衰退が懸念されます。こうした中で、地域における住民の自治意識を高めていき、地域と行政、議会が役割分担のもとに、住民自治による地域づくりを進める必要があります。そのためには行政が地域との関わりをさらに強化し、課題を克服していくために、地域と行政を結ぶ新しい取組体制の構築が求められています。

町長にお聞きします。住民自治によるまちづくりには、町民自ら進んで考えを出すことと、実際の行動に基づくものだという町民意識を高め必要があります。各種行政計画の立案について、行財政資料や情報の公開・提供といった開かれた町政を進めることも重要です。町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域が抱える様々な課題を協働して解決していかなければなりません。住民自治によるまちづくりを推進するために、町民参加のまちづくり、町民が主体的なまちづくりへの企

画参加と地域づくりの活性化を図るため、町民の提案と実践による、例えば町民参加の提案制度などを検討していただきたい。町民参加のまちづくりの具体化に向けた仕組みをしっかりとした基礎の上にひとまとまりに作り上げるとともに、町民参加活動への支援を強化することが大事だと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 担当課長がもう答弁したことに尽きるわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。これまで他の自治体にないような個性的な取組をやってきましたし、これからもその姿勢にはいささかも変わりはありません。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、町民参加のまちづくりに今までどおり強化していただきたいと思います。

次に、結婚支援事業について、2回目の質問をいたします。今まで19回、男性195人、女性191人、成婚者3組で、現在町に在住しているのが1組という答弁がありました。男女ともに当事者本人同士のことなので、支援の難しさもあると思います。しかし、参加者は少なくとも良い人との御縁があれば結婚したいと思っている人たちです。町の総合戦略の中に結婚や出産に向けた環境の充実、1、結婚に向けた場の提供と支援とあり、「参加者の安心感につながる町主催の婚活事業を継続するとともに、内容の充実やメニューの多様化を進めます。」と記載されてあります。内容の充実やメニューの多様化を進めるにあたって大事なことは、婚活事業参加者が主体となってイベント内容やメニューを決めているかということだと思いますが、成婚者を増やすために検討課題はないのでしょうか、考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 婚活支援事業については、基本的に出会いの場を提供するというスタンスでございます。それで、総合戦略の中に書いてありますとおりですね、今後は町だけの取組ではなくて、民間が行っておる婚活事業等にも町のほうも参加をして拡大をしていきたいというようなことは考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） イベント内容に違いはありますが、町主催の成人式があります。2015年の成人式は、受付と司会の半分を新成人自らが行っていました。式の内容も受付での晴れやかな新成人のありのままの初々しさを案内され、新成人同士のジョークを交えた会話や、友人同士の再会の喜びや笑顔ではしゃぐ姿などもあり、嬉しく思いました。また、はつらつとした新成人らしい司会で、参加者の緊張感も

ほぐれ、式全体に一体感があり、これまでの式典よりも新成人が主役で素晴らしく感動いたしました。担当職員の方に話を伺いましたところ、熊本県下でも新成人が企画するところが増えていましたし、内容を変えるのは勇気がいりましたが、思い切って大人への第一歩を自覚し、自信をもってスタートを切ってもらうために、新成人自らが企画に参加し、式典内容を考え議論を尽くす初めての試みなので、サポートしながら決定する方向にチャレンジしました。当時の担当課長も後押ししてくれましたと伺いました。素晴らしい前向きなチャレンジだと思います。新たな試みを許可していただきました教育委員長並びに教育長に感謝を申し上げます。町長に対しまして、来年2016年芦北町成人式への御案内をいただき、どんな式典になるのか楽しみに期待しております。

町の各担当職員にとって、これまでのいろんな事業内容を変えるのは勇気がいることだと思います。失敗したらどうしよう、町長や課長から怒られたらへこんでしまうなど、いろんな思いがあると思います。上から言われたことを100%するほうがいいと思いがちだと思います。この芦北町教育委員会の新しい試みは、新成人たちが自ら考え、企画に参加して議論を尽くし決定したことに実があります。そして、みんなで実践したことで、新成人が主人公となり、参加者に喜ばれました。ここにこそヒントがあるのではないのでしょうか。

町長にお聞きします。婚活事業の内容の充実やメニューの多様化など、実現するには結婚したいと思っている参加者がどういう内容やメニューにするのか、婚活イベントだけにこだわらず、これで参加した人にも意見を聞き、参加者全員で前もって大いに話し合い、議論をして決めることが大切ではないのでしょうか。結婚を望む未婚の男女の結婚支援事業なので、結婚を望む人たちが自分たちの問題として企画し、内容などに真剣に取り組み、それを町や支援者など、各種団体が一緒にサポートし、支援する形に持っていくことが大事なことと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

- 議長（寺本修一君） 竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） これからも本事業は積極的に取り組んでまいりたいと思います。
- 議長（寺本修一君） 坂本君。
- 2番（坂本 登君） 是非、成婚者が芦北町にお住まいになられることを願っております。結婚支援事業に限らず、全ての事業に当てはまります。町の全職員の皆さんは、優秀な行財政のプロ集団です。積極的に町民の中に入っていく、町民の立場や目線に立って話をよく聞き、その声を基本に国・県の財源も活用しながら、斬新な政策提案をして、町民要求が実現できるように力を発揮してください。芦北町総合計画を進めるにあたって、具体的な事業が前進し成功するか、町民参加と協働がう

まくいかにかかっていると思います。町民参加のまちづくりとは、どんな問題でも国や県の指針に基づく行政主導で行うのではなく、直接それに関わる町民の話をよく聞き、町民と一緒にまちづくりをすることです。こうすることがこれまで私が言ってきた全住民の力を借り作り上げる町民参加のまちづくりの具体的な事例になるのではないのでしょうか。是非御検討ください。

次の質問に入ります。簸瀨地区住民の要望の2回目の質問をいたします。地区住民から要望があればということでした。9月23日に私は日本共産党の衆議院議員の真島省三議員と県会議員の山本伸裕議員に、簸瀨地区公民館に来ていただき、住民懇談会を開き、住民の声を聞かせていただきました。その後、区長さんと連絡を取り合い、懇談会に参加できなかった住民の方からも話を聞きました。住民の方たちがなぜ電源開発株式会社と直接懇談したいかという、その理由はこれまで大雨時の大水による自然災害だけが洪水の原因と思っていましたが、国交省による2002年の初回検査から今年7回目の定期検査でもA評定を指摘され続け、国交省が洪水が発生する恐れがあると指摘する状況は13年間改善していません。簸瀨地区の県道の冠水は、瀬戸石ダム湖の堆積土砂にも洪水の原因があることが分かったからです。

これまでのように、堆砂処理工事のお知らせチラシの配布だけでは、疑問点など直接聞くことができません。今回の工事では、お知らせチラシに書いてあるように、右岸側の上葦地区を掘削するとしていますが、住民によると、そこには堆積土砂は少ないと言っています。全体で4万9,200m³を掘削して、簸瀨地区の水位をおよそ5cmから11cm下げる効果がありますと書いてありますが、水害常襲地帯の簸瀨地区住民にとっては、2m以上も増水して県道が冠水するのに、たった足首ぐらいの水位しか下がらないのと言われました。配られたお知らせチラシに対して、既に様々な意見や疑問が寄せられています。平成28年2月28日の水位低下期間までに、今年度、来年度の掘削工事場所など、洪水時の被害状況も含め、直接住民の声を聞いてほしいということです。

私は11月19日に、瀬戸石ダム関連住民団体と一緒に電源開発株式会社南九州電力所に出向き、直接申し入れを行いました。その中で、私から簸瀨地区住民との直接懇談会への出席を願う声を伝え、芦北町は住民から直接懇談の要望があったら、簸瀨地区に来てくれるかと聞いたところ、芦北町行政と相談したいと電源開発株式会社西日本支店、支店長代理、太田さんが答えてくれました。町として要望すれば、芦北町と相談したいと言っていますので、行政当局として力を発揮し、電源開発と住民の直接懇談会を実現してほしいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） お答えをいたします。

実は、今、議員がおっしゃるように、住民から切実な要望がたくさんあるというふうにおっしゃいましたけれども、少なくとも私がこの担当課に配属されてから4月以降ですね、一度も瀬戸石ダムの問題に関して、地元の住民から問い合わせ等がない状況であります。そして、町長も過去答弁されているとおり、簸瀬をはじめとする関係地区においてですね、いろいろな意見があつて、堆砂する計画に対する説明会開催が地域の方々の意見の大勢を占めているというふうに、町のほうは判断をしております。11月に先ほど御発言がありましたように、電源開発の依頼を受けて、企画財政課においてそのチラシの配布をですね、関係区長にお願いをいたしました。その際、何か御要望があればお知らせくださいということを添えてチラシの配布をお願いいたしましたけれども、その際にも一切要望の声は上がっておりません。そのような状況でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 地元から要望が上がっていないということでした。この問題は簸瀬地区だけでなく、球磨川流域地域全体に関わる問題です。お知らせチラシを読むと、4万9,000m³の土砂を1日当たり10tトラック20台が道路を7往復すると書かれており、運搬経路周辺の地域の交通災害の防止に努めますとしているので、芦北町の球磨川流域全体の住民の問題として取り組むことを強く要望しておきます。

次に、瀬戸石調整池堆砂処理計画についてお聞きします。電源開発株式会社は11月20日、国交省による平成27年度瀬戸石ダム定期検査で総合判定Aの数値を受けたことに対して、その対応措置を国交省に報告しています。今回の報告内容では、平成25年度に国交省に報告した平成36年度までの瀬戸市調整池堆砂処理計画が見直されています。私は、日本共産党、真島省三衆議院議員を通じて、見直された堆砂処理計画を入手することができました。それがこのコピーです。この見直された堆砂処理計画の資料と説明を電源開発から町は受けましたか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 受けております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 受けている。これは見直された堆砂処理計画ですか、それとも内容を少し分かれば、簡単にでいいですから教えてください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それではお答え申し上げますが、電源開発の説明によ

りますと、本年度から29年度まで、これは吉尾川でありますとか、内木場川でありますとか、そういう支流は含まず、球磨川本体のみでございますけれども、そこから4万4,000m³を毎年排出する。その後は球磨川への恒常的な進入路を新たに設けることで、平成30年度から35年度にかけて毎年6万m³の堆砂を処理する計画と聞いております。併せて、河川流速を利用した自然流下、いわゆるスルーシング、フラッシングと申しますが、これについても今後検討を加えていくというような説明を受けております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 私もこれを見ってみました。見直された堆砂処理計画を見ますと、工事期間中の戸外搬出を3万m³から4万m³となり、2018年より6万1,000m³に計画変更しています。搬出量が増えているのはいいことですが、問題は住民が採ってほしい場所であるかどうかということです。実は平成27年度、堆砂処理計画では4万9,300m³に増え、そのうち4万4,000m³が右岸側の上葦地区です。住民は上葦地区は前回も採っているのですが、そんなにたくさんは溜まっていないと言われ、私も12月4日に住民団体と一緒に現地を見ましたが、本当に上葦地区から4万4,000m³も採れるのか疑問に思いました。簸瀬地区住民は、自分たちが採ってほしいところや、まだ1回も採っていない場所を採ってほしいと言っています。見直された堆砂処理計画内容について、住民はいろいろ言いたいことや聞きたいことがあります。重ねて電源開発に対し、懇談会の実現を強く求めています。

今回の質問は、電源開発株式会社に対して、洪水被害地域住民が自らこととして立ち上がり、直接声を上げ、説明と住民の声を聞く場をつくることを住民自身が要望することが重要です。町には実績もあります。20年以上も堆積土砂が放置されてきた電源開発株式会社に管理責任がある瀬戸石ダム湖周辺に位置する平谷川、内木場川の堆積土砂について、掘削工事が前回、今回と前に進んだのは海路地区の勇気ある一人の住民の声がきっかけでした。この教訓を活かし、町も力を発揮して住民の中に入り、毎年12月から2月までの掘削時期に町も参加して直接懇談会を実現していただくことを再度申し上げ、次の質問に入ります。

次に、県道嵩上げについて、2回目の質問をいたします。先ほど答弁がありましたように、私も12月2日、日本共産党の山本伸裕県会議員と一緒に県に説明を求めました。県の説明によりますと、一般県道球磨田浦線、白石駅付近から下流600m、先ほど答弁がありました。和田口バス停付近から上流1,000mについて、現在、測量調査とボーリング調査は終わっている。平成27年度3月に詳細設計を発注する。国交省とJRとの協議をしている。特にJRとの協議は困難で難しいこ

ともありますが、来年の上半期には終了したいと言われました。私が箆瀬地区住民に直接説明する機会をつくってくれますかと尋ねたら、現時点ではJRとの協議中で、変更もあるかも知れないので、詳細設計が出来た段階で考えていますと、芦北振興局土木部長の上野晋也さんに対応していただき、返事をしてもらいました。

箆瀬地区住民にとって、県道嵩上げ問題は球磨川の増水を伴う灌水対策として、安心・安全な生活を営むのに重要です。県も詳細設計ができた段階で考えていると返事をしてもらいましたので、このことについて適切な時期に地区住民説明会を県が直接行うことに、町も県と協議してほしいがいかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 御指摘のとおり、熊本県は関係機関との協議が整ってから地元説明会を開催する予定ということですので、そのとおりになると思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、町も一緒にしていただきたいと思います。住民の説明会が実現することを再度申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

今期一番の冷え込みであったようであります。身の引き締まる思いで登壇させていただきます。また、今年最後の締めくくりの議会であります。どうか最後までしっかりとした質問、また答弁をお願いしたいと思います。

そこで、私は今定例会に臨み通告しております介護保険事業の現状と課題についてのみ今回は質問をいたしております。この制度は平成12年度からスタートして、早15年目を迎えております。我が国の高齢化率は急速に進んでおりまして、総人口に占める割合は4人に1人が高齢者となっております。本町の高齢化率も11月1日現在で39.3%となり、さらに上昇する傾向にあります。それに伴い介護認定者数も増加傾向にあります。今回、平成27年度から29年度の第6期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画が策定されました。議員の皆さんのお手元にも配付されておりますこの計画であります。これに基づき事業が今後展開されていきますが、そこで質問の1点は、平成27年度から訪問介護や通所介護、いわゆるデイサービスを町が実施する新しい総合事業に移行されております。この冊子が家庭にも配られておりまして、この30ページ、31ページに具体的にこの事業が始まるということでありまして、6月議会に補正予算のときにですね、担当課長から予算説明の前に複雑だからということで、一つの資料を説明され、予算説明もあつ

たことが記憶にあります。そこで、この具体的な事業内容として、どういう対応をしてその進捗状況はどうなっているのか質問するものであります。

次に、介護認定審査に関する質問ですが、この事業は水俣芦北広域事務組合で行っております。要介護者が認知症を伴う場合、介護に手がかかる割に判定結果の介護度が低くなっているなど、認定制度に対する不満の声を聞いておりますが、町にそのような声が届いているのか、届いておればどのような対応をされているのか2点目の質問であります。

3点目は、平成28年1月からスタートしますマイナンバー制度による個人番号の利用と個人番号カードの交付が始まりますが、介護施設において個人番号及び個人番号カードの管理などについて不安の声があると聞いております。また、12月2日付けの熊日新聞に「厚生労働省は近く、自治体や介護事業者に対して、マイナンバーの取り扱いに関する通知を出す予定だ。」と掲載されておりました。その通知は届いているのか、なお届いておれば主な内容はどのようなものなのか質問するものであります。

次に、高齢者が福祉関係のサービスを希望する場合、介護保険関係は住民生活課、老人福祉関係は福祉課で手続きが必要となっております。このような場合、どちらへ相談すべきか分かりにくいような声をよく聞きます。住民サービスをさらに充実するために、窓口の統合等による機構改革を行う考えはないものか町長に質問いたします。

以上4点、介護保険事業に関わるのみ質問であります。また、今回は通告者2名ということで、時間もあるようでございますので、具体的な明快な答弁を望んで、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

介護保険事業の現状と課題に関するお尋ねであります。事務的かつ具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

私のほうから1番目、2番目について答弁をさせていただきます。

まず、総合事業の具体的な事業内容と対応と進捗というお話でございました。新しい介護予防、日常生活支援総合事業につきましては、先ほどお話がありましたとおり、6月の定例会で御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、本町では27年度から取り組んでおります。その具体的な事業の内容と対応につきましては、議員がお示しいただきました部分にあると思っておりますけれども、大きな一つ

については要支援1、それから要支援2の方の訪問介護及び通所介護の利用が総合事業に移った。それと、もう一つは事業対象者の方につきましては、通所型のサービス、配食サービス、これは見守りになりますが、を実施しております。そして、さらに同時に対象者の介護予防ケアマネジメント、これはプラン作成ともいいます、を行っております。さらに、一般介護予防事業としましては、現在、社会福祉協議会が各地区の公民館で「たっしゃか会」を実施しております、そういったことを行っています。なお、現在、新たなサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの提供ができないか等が今検討を行っているところでございます。

2番目の認定制度についての不満の声はどうかということでございますけれども、認定制度についての不満は、現在のところ聞いていないところでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） ③について、お答えいたします。

御質問の12月2日付けの熊本日日新聞に掲載されております自治体や介護事業者に対する厚生労働省からのマイナンバーの取扱いに関する通知は、現時点では届いておりません。

次に、御質問の④についてでございますが、各窓口では分かりやすい案内標示を設置するなど、窓口環境の充実を図っております、現在、御質問のような声は聞いておりません。今後も来庁者に分かりやすい窓口の環境整備に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 第1点の問題からいきますが、この前の6月議会の中で、その予算書の中に県・国からの補助がですね、あっておりますが、いわゆる予算の中で2,119万9,000円という予算措置が、この地域支援事業の中で組み立てられておりますね。そして、県からはその半分だと思いますが、半分が補助金として上がっております。この事業については、新たな事業ということで町が取り組むわけですが、しかしこの予算の中をしてみますと、ほとんどが委託事業になっておりますので、どういう形でどこの事業所に委託しているのか。今1点言われたのが、社会福祉協議会という形でありますけれども、直接町が事業という中でのじゃなくて、どこかの事業所に委託という形ですので、委託の中身をちょっと教えていただきたいと、まずお願いします。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 委託と申しますのは、今、議員が言われましたサー

ビスを実際に行うところだと思うんですけども、今、筋力トレーニングとかいう部分につきましてはですね、3施設が行っております。また、閉じこもり予防とかは10施設、それから食の自立支援といいまして、先ほど申し上げました配食については5施設にお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆる介護事業所に委託をして、明確にその事業所はうたってありますけれどもですね、どこどことは聞きませんが、そういう中で体系的にですね、職員の方が把握されて、こういう事業内容をですね、的確にしないとちょっと難しいんじゃないかなという懸念を、この中で見るわけですけども、例えば要するに介護予防、認定を受けていない予防者に対しての介護予防ですから、介護を受ける前の支援というのがこの事業では一番大事な事業だというふうに私は思うわけですよ。だから、その掘り起こしといいますか、それに対しての課長のですね、どういう支援をするのかという、そこが一番この事業の中身が大事でスタートしないと、私はいけないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですかね。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 介護保険制度につきましては、御存じのように、要介護者、それから要支援というふうにあります。今回、その下に事業対象者という名目が設けられたわけですけども、町のほうでですね、そういった申請書が上がってきますと、包括支援センター、それから町でいろんなチェックリストをですね、検討しまして、今、認定者を選定していると。その中でやはり先ほど言いましたサービスを提供しているということになります。その具体的なチェックについては、各事業所からその請求書が上がってきますし、その確認も行っているところでございます。考え方としまして、議員言われましたように、要支援者、それから事業対象者につきましては、要介護にならないように、なるだけ止める、そういった仕組みでありますので、基本的にはその方が持っている能力を、要するに自立をどうやって支援していくかということに、考え方で進めているところでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そのとおりでありまして、私もこういう年齢になりますと、両親おりますが、健在でおりますが、介護を要する親になってきたということで、やはり興味を持ちますがですね、行政のやはり役割というのは、どういう役割をしなければいけないのか、また議員としての立場としてですね、それをしっかり監視

しながら政策提言もやらにゃいかんということで、私は20年議会議員になっているんですけども、文教厚生委員には1回も配属してもらっていないんですよ。だから、非常にですね、所管であればですね、なかなか勉強をする機会もあるんですけども、難しい複雑な介護についてですものですからですね、頭を悩ませておりながらも、立場上やっぱりお尋ねしなければいけないという形で、今回、6月議会にこういう事業のときに質疑もしなかった理由は、分からなかったから質疑をしなかったわけで、今やっとならね、このノウハウについてですね、少し理解を示したところでありまして。私が一番思うのは、まったく介護をしなくていいような、その予防するというのがこの一番の新しい事業というふうに、町が一番早く取りかかられたというふうに思っとるわけですけども、あとですね、ほかにいろいろあるうと思えますけれども、そのための事業展開というのが今後ありますが、予算的には年度ごとにこの予算は付けられていくんですかね。1年こっさりですか、それともどういうシステムになっているのか、まずお尋ねしたいんですけども。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 分かる範囲で御説明しますけれども、今の総合支援事業については、多分、今後ですね、第7期というように30年度からなっていくんですが、逆に拡大していくのではないかとこのように思っております。現在、今その取り組んでいます予防ですね、介護予防につきましては、先ほど言いました「たっしやか会」を中心に、今70数箇所の地区で行っておりまして、その部分が一番大きいのではないかとこのように考えております。これは先ほど言いました要支援の方、事業対象者、そして一般高齢者の方も一緒にやっているわけです。26年度で約6,000名ぐらいの方の参加がございまして、その部分で拡大して行って、なるだけそういった要支援または要介護にならないような取組を今現在やっています。

それと別に、介護予防サポーターの育成というのもやっています、この方たちはどういった仕事をするかといいますと、その「たっしやか会」等に出掛けて行って、そのいろんなノウハウをいろいろ教えてくれるといいますか、訓練をしてもらうという仕組みでございまして。その方たちが今93名いらっしやいまして、その方たちの延べ活動回数が今1,400回ぐらいになっております。そういった事業をですね、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も他町村の取組もちょっと調べてみましたし、いろんな施設にもちょっと掛け合いをいたしましてですね、この事業に対してどういう形で進めていかれますかとかも聞いたわけですけども、民間事業所も活用するという方

法は都会では非常に多くなっておりますし、そのための企業もいろいろ勉強をしておりますけれども、2、3点ありますけれども、水俣のほうの取り組みはですね、まだしていませんけれども、具体的には民間としてのあれはないんですけれども、27年度から、今年度からですね、モデル地区を選定しましてですね、食・農連携体験型の新たな介護予防元気づくりプロジェクトというプロジェクトを立ち上げてですね、もやい・ふれあい菜園という試験調査事業実施要項というのを定めてですね、これをやっております。だから、こういう事業が本当の、私は介護予防に関する、要するに認定される前のですね、そして働きたいという人が非常に多いわけですので、こういうのを立ち上げてやるということ、今ある施設とかをするんじゃないんですね、そういう事業もこれに取り組むならばやるべきじゃないだろうかとか、私はこれが一番大事かなと。民間事業のですね、例えば事業所がそういう人材ですよ、シルバー人材センターがありますけれども、その人たちをいかに民間の人たちが使っていただけるのか、その主導をですね、やっていくのがこの行政のこのシステムの役割じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。町長、何かこれについて考えがあればお願いしたいと思いますが。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 一丸課長がエキスパートでありますので、彼が申すとおりでございます。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今、シルバー人材センターのお話がありましたけれども、まさに今ですね、そことそのいろんな国が実は多様なサービスというふうな言い方を言っているんですが、そのいろんなボランティアでやったり、NPO法人を使っているその介護予防とかができないかという取り組みを今やっているわけですが、そのシルバー人材センターの方々を是非このサービスと一緒にやっていけないかということで、今協議を実はやっております、新たにつくっていく、そして行政としてそれにお金を出していくというのは非常難しい部分がございますので、今やはりそういったいろんな方たちの力を借りてできないかということで、今現在進めているところでございます。

実は、社会福祉協議会でも安全・安心サポート事業ということで、今取り組みをやっています、ちょっとした困り事について、どうやって対応していくかという仕組みをですね、今立ち上げていまして、そういったものがだんだん広がっていくと、いろんな形で良い形になっていくのではないかというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう中で、具体的にはまだ、そこは今後事業展開される

と思いますけれども、介護施設の中で空間福祉という形ですね、今度できる「美里」があります。こういうのもやっぱり利用するというの一番大事なことということで、一生懸命取り組んでおられますし、そういう事業とかですね、今度、女島のほうに水産加工施設がありますけれども、そういうのも引き合わせてですね、人材はお年寄りばかりですので、そういう形をですね、取ればですね、働く場所とか、そういう形になるのではないかなというふうに、今後アピールをやっぱりしていただきたいなど、知恵を使っただきたいなど。一丸課長は包括センターにもおられて、ある程度もうベテランでございますので、知恵を出していただければなというふうをお願いしておきますが、いわゆるもう調べましたけれどもですね、介護を最初12年に旧芦北町で10億円程度の介護の予算でしたけれども、合併したらもう20億円近い介護保険の予算が組まれておりますし、だんだん、だんだん1億円ちょっとぐらいつは毎年上がってきております。そういう関係で、負担もそれなりに増えていくのは自ずと一緒でありますし、40歳以上からの負担は各個人で、町では把握できませんけれども、企業としてはその保険料は折半でありますし、負担も会社もですね、厳しい中に大きくなりますし、また65歳以上の基準というのが、調べてみたところ、当初2,800円から3,000円近い負担がですね、介護を要さない人の負担が、基準がですね、今4,410円という形でアップしておりますよね。これもやっぱり抑制、下げるためには予防介護が必要というのは数字的にも不可欠なものでありますし、私、この前、健康寿命という形で一般質問させていただいたんですけれども、これもそのとおりであるわけですよね。教育委員会のほうの答弁は、考えていないということでもありますけれども、これも引き合わせながら全体でやっていく。財政難にはやっぱりその負担を軽くして、町民の負担を軽くする、またそしてその財政が負担が軽いということがやっぱりこの現れになれば、一番大事な要点があるんじゃないかなというふうに感じておる次第であります。そういうことで、新しい事業の展開というのはですね、そういうこの事業を取り組まれるのは、既存の形ですね、「たっしゃか会」等がこのある前からずっとやっておられたのは存じ上げておりますし、私もこの前、福祉ボランティア団体の会合にもですね、行って、非常に楽しい皆さま方の生き生きした雰囲気を見てですね、ああこれが大事だなというふうに思いますので、そういう立派な施設もありますので、そういう形で展開していただければというふうに思っております。

そして、次の認定制度の声がないということですが、これははっきり言って行政機関に上がってきていないだけで、実はうちのほうもそうなんですもんね。うちもそういう形でありました。寝たきりの介護度は非常に高いんですけれども、普通、健康でありながら認知を持っている人は少ないんですもんね。そこをどうに

かできないのかなという、施設のほうも案外嫌がられるものですからですね、介護の認定の形の状態というのは。だから、その点をやっぱり町としてどうにか工夫する方法はないのかなというふうに思うんですけども、町長、声が上がってきていないとありますけれども、どう感じられますかね。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは一部事務組合の介護認定審査会で決めていくわけでありましてけれども、その基礎資料といたしまして、訪問調査員のですね、調査結果がその基になるわけでありましてけれども、非常に難しいというのですね、調査員の声も聞きます。普段は介護に相応する症状ではないかなと思われているのに、いざ面接し聞き取りを開始すると、しっかりとしたお答えをなさるということでありまして、そこが非常にグレーゾーンで難しいということがですね、現実問題であります。これはもう全国共通の課題でありまして、どのようにしていったらいいかですね、これはもう制度をどうするというのではなくて、その調査の今後のあり方につきましてもですね、経験的なものでノウハウを積み上げることによって、やはり今よりも制度を増していくんじゃないかなというふうに思っておりますが、要は非常に難しい問題であるということです。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この保険制度が12年に始まったとき、はっきり言いまして在宅介護、居宅介護が基本の目的であったというふうに、私は記憶しておりますが、今はもう通所、入所する形を取っておりますし、事業所のほうが手を挙げておるものですから、そういう形になったんですけども、そこでいわゆる訪問介護等がですね、事業所が辞めてしまっていますもんね。今、はっきり言って3事業所しかないんですよ。だから、その点もやはり改善すべき点が、この経費問題にしてもですね、私はあると思いますし、この前たまたま県の発行した新聞があるんですけども、こういうのがやっぱり送ってきますが、在宅介護を考えるという本来のやっぱりですね、自分らしい生き方を求めるという形、自宅での安心した老後を送りたいと。なかなか家族が入れたいとかありますけれども、本人自身はですね、やっぱり自分のお家で自分の生活をしたいと思うのが常でありまして、先ほど町長の認定制度に言われましたけれども、自分をよく見せたいと、悪いんですよという人はいないそうでありまして聞いたんですけども、自分をよく見せたがるものですから、そういうふうにやっぱりメモしていけばそうなるという形であるものですから、なかなか制度は難しいんですけども、本来のやっぱり介護の姿にやっぱり鋭意努力を機関、国・県にしろですね、町としても戻さなくてはいけないんじゃないかと。それで、町民もですね、そういう制度を理解して、お互いの地域の助け合いという

気持ちをやっぱり持つような行政の指導・誘導も必要になってくるんじゃないだろうかなという、今痛感しているところでございます。そういうことで、鋭意ですね、知恵を絞っていただきたいと思いますが、3点目のマイナンバー制度の管理については、通知は来てないというふうに思いますけれども、これはですね、やはりもう国が示した制度でありますのでですね、通達が来ないと分からないとかいう問題ではなくて、やっぱり担当課でですね、この制度についてはやっぱりどういうことで、まあ行政責任としての流出とかそういうことじゃなくてですね、やっぱりこの制度の町民、国民のデメリットですよ、紛失したとか流出したときのデメリット等ですね、やっぱりどうするのかというのが一番不安ではなかろうかというふうに思いますので、送ってあげればですね、それを示してですね、ちゃんと保護されるような形を取っていただきたいというふうに願っておりますので、この前の16日の条例制定の中でもですね、やっぱりマイナンバー制度のまの時も出てこなかったんですけども、やはり個人どうのこうのという役所の本当の用語じゃなくてですね、身近なものとしてですね、考えられるように、今後町民の不安の原因にならない啓発活動もしていただきたいなというふうに、あえて思っております。

次に、4点目なんですけれども、この今の介護保険課、今3名体制なんですけれども、合併前は健康福祉課という形で介護保険係があったんですが、その次、高齢化対策課、高齢化福祉介護保険課という形にずっと移り変わってきております。現在、住民生活課、平成20年度から住民生活課が介護保険係になっておりますし、福祉課は福祉課の担当となっている。分からないとかの苦情はないと言われましたけれども、実際、私も昨日、電話しましてですね、ちょっとずっと見てみたんですけども、窓口業務を統括すべきではないだろうかということも、冒頭上げたんですけども、果たして今この予算にしろ、事業にしろ、町長、非常に大きくなっておるわけであって、3名体制で果たして住民サービスができるのかなとか思うんですが、何かいい方法でですね、その福祉部門の中の住民生活課の中といたしますか、何かどこでももう介護保険課とかがあるそうですけれども、これについてはいかがなものでしょうかね。この機構改革についての町長のお考えについて。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういう相談事があっていないということですので、実態が一番詳しい総務課長にちょっと答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 現在、議員さんから言われましたとおり、以前は高齢者対策課がございました。これを福祉課と住民課への事務の分担を図ったところでございまして、そういう方が分からない人のために窓口もですね、見ていただいたかと

思いますけれども、カウンター当たりにもそれぞれの窓口にはですね、標示をしまして、どこに行けば分かるかは一応標示しているところがございますが、分からない方のためにはですね、担当職員がですね、お尋ねし、そこにおられる方に今度担当職員が出向きまして対応しているというところがございます。なお、より分かりやすくなるようにですね、総合案内の標示板をですね、分かりやすいように表示してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 見て分かるとか分からないとかもですけども、それよりも中身の問題であって、中身が一番問題になりはせんかなと思うんですけど、果たしてその介護保険の業務が、今、一丸課長、前任者もですけども、が苦勞しておられるんじゃないかなと思うんですけども、その係についての総括的な担当をするものですから。だから、私は思うのが、町長、専門職ですよ、囑託としての専門職、介護に詳しい施設に勤めた人とか、そういうマネジメントをする人をですね、やっぱり配属すれば職員の方も大いに活動もできるんじゃないかというふうに思うものですから、その点が一番大事なことで、施設の方々にもやっぱりいろんな計画とか、そういう話のときにですね、そういう専門職がですね、おれば、非常に楽になるんじゃないかなと、サービスも相当上がるのではなかろうかという考えを持っているんですけども、いかがなものでしょう。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまでのお尋ねの件でですね、私も役場を訪ねて来られる方、またその要件向けによってですね、戸惑いがあるのではないかとということで、それぞれの担当課から話を聞きました。間違っている課に来たときにはですね、あっちに行ってくださいとは言わずにですね、向こうの担当課から来てもらうというようなですね、サービスもやっておるということでありまして、複数の手続きが必要な場合は、複数の課にまたがって、もう訪れられた方はその場において、全て手続きの御世話をすることをおこなうということ、それと総合窓口の案内も既に設置してあります、以前から。ですから、私どものほうに、あるいは担当課にもですね、そのような困るといった話は来ていないという報告を受けておりますので、まあ川尻議員がどなたかからお聞きになったと思いますが、その方には丁寧にとつ今の答弁を御説明いただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 人員の数、職員の係の数ですけども、これは毎年ですね、

各課長さん方に人事ヒアリングの際ですね、その仕事の量とか、足りているかとか、そういうのをヒアリングを行っておりますので、それを基にですね、今後また不足するようであれば検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 残り質問時間2分余りですので、まとめてお願いします。川尻君。

○12番（川尻成美君） まだまだ2分ですよ。いや、私が言ったのは、専門職の配置とかは考えておられませんかという質問ですので、窓口がどうのこうのという、聞いてないとかじゃなくて、そういうだけのことです。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） だから、専門職は当面は要らないと言ったつもりでありますけれども、今の現体制で十分サービスができておるということを申し上げたかった。だから、増員とかどうかということは、今は必要でないということでしたが、総務課長が検討して、必要であれば考えてみますということでもありますから、整合性はあります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間がまだありますけれども、いわゆる施設の専門の方々と役場の介護の係との整合性をしてみますと、非常にギャップが、町長、あります。それは聞いております。要するに、反対施設の方々から指導、係が指導されることが多いそうであります。だから、こういうことを言っているわけでありまして、どこから出たのかは申しませんが、やはりほとんどの施設の方がそう言われますし、やはりもっとですね、その介護保険係における専門職の必要性を言われたというのは事実でありますので、私もそのとおりだというふう感じておりますので、一丸課長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 苦勞しているみたいだということで、お言葉ありがとうございました。言われるとおり、確かに知識不足のところもあるかと思えます。今後ですね、職員共々に勉強させていただきたいと思えます。そして、マネジメントというお話でしたので、やはり専門職はもう当然、施設の方がいろんな現場で知識をお持ちですので、そういう知識をですね、こちらもいろいろお借りして、そして連携を取りながら前に進めていきたいというふうに思っていますので、今後ともどうぞ御協力よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 福祉産業が営利を求めることであっては私はいけないと、奉

仕の精神ですね、やってもらわないといけないと思いますし、なぜ訪問介護がすくなくなったのかなとか聞きますと、やはり儲からないからですよとか言われるんですけども、ちょっとおかしいなというふうに思いますので、やはりそういう観点からですね、やっぱり行政の責任というのも今後、指導・誘導のことが大事ななというふうに思います。私も何らかの形でですね、支援を側面的に彼らの支援をしていきたいというふうに思いますので、鋭意私も頑張りますので、福祉また住民生活においては、やはり努力をされることをお願いし、終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

-----○-----

第2 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第2「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更が生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（所管事務）の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査（所掌事務）の申出

○議長（寺本修一君） 日程第3から日程第6までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労でした。

-----○-----

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員